

旅客営業規則 新旧対照表（案）

改 定（案）	現 行	備 考																				
<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>（乗車券の種類）</p> <p>第17条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（3） 定期券</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>エ</u> 共通定期券</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>オ</u> 共通定期券（夢洲版）</p> <p>（乗車券の発売場所）</p> <p>第19条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することがある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">乗車券の種類</th> <th style="width: 85%;">発売場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通券 団体券</td> <td>各駅</td> </tr> <tr> <td>定期券</td> <td>各駅並びに梅田、難波及び天王寺の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>定期券発売所</td> </tr> <tr> <td>1日乗車券</td> <td>各駅（<u>夢洲を除く。</u>）及び定期券発売所</td> </tr> </tbody> </table> <p>（運賃及び料金の種類）</p> <p>第46条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に</p>	乗車券の種類	発売場所	普通券 団体券	各駅	定期券	各駅並びに梅田、難波及び天王寺の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）	回数券	定期券発売所	1日乗車券	各駅（ <u>夢洲を除く。</u> ）及び定期券発売所	<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>（乗車券の種類）</p> <p>第17条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（3） 定期券</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>エ</u> <u>共通全線定期券</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>オ</u> 共通定期券</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>カ</u> 共通定期券（夢洲版）</p> <p>（乗車券の発売場所）</p> <p>第19条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することがある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">乗車券の種類</th> <th style="width: 85%;">発売場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通券 団体券</td> <td>各駅</td> </tr> <tr> <td>定期券</td> <td>各駅並びに梅田、難波及び天王寺の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>定期券発売所</td> </tr> <tr> <td>1日乗車券</td> <td>各駅及び定期券発売所</td> </tr> </tbody> </table> <p>（運賃及び料金の種類）</p> <p>第46条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に</p>	乗車券の種類	発売場所	普通券 団体券	各駅	定期券	各駅並びに梅田、難波及び天王寺の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）	回数券	定期券発売所	1日乗車券	各駅及び定期券発売所	
乗車券の種類	発売場所																					
普通券 団体券	各駅																					
定期券	各駅並びに梅田、難波及び天王寺の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）																					
回数券	定期券発売所																					
1日乗車券	各駅（ <u>夢洲を除く。</u> ）及び定期券発売所																					
乗車券の種類	発売場所																					
普通券 団体券	各駅																					
定期券	各駅並びに梅田、難波及び天王寺の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）																					
回数券	定期券発売所																					
1日乗車券	各駅及び定期券発売所																					

定めるところによる。

(3) 定期運賃

エ 共通定期運賃

オ 共通定期（夢洲版）運賃

(6) 鉄道駅バリアフリー料金

キ 第4号アに加算する料金

ク 第4号イに加算する料金

ケ 第5号に加算する料金

（共通定期運賃）

第62条 共通定期運賃及びその発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及び大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）における共通定期運賃との併算額とする。

（共通定期運賃及び共通定期運賃（夢洲版）に加算する料金）

第62条の3 第46条第6号オ 及び カに規定する料金は次のとおりとする。

（1日乗車運賃に加算する料金）

第63条の2 第46条第6号キ 及び クに規定する料金は次のとおりとする。

（団体運賃に加算する料金）

第64条の2 第46条第6号ケに規定する料金は次のとおりとする。

（乗車券の通用期間）

第70条 乗車券の通用期間は、別に定めるものを除くほか、次のとお

定めるところによる。

(3) 定期運賃

エ 共通全線定期運賃

オ 共通定期運賃

カ 共通定期（夢洲版）運賃

(6) 鉄道駅バリアフリー料金

キ 第3号カに加算する料金

ク 第4号アに加算する料金

ケ 第4号イに加算する料金

コ 第5号に加算する料金

（共通全線定期運賃及び共通定期運賃）

第62条 共通全線定期運賃及び共通定期運賃並びにその発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及び大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）における共通全線定期運賃又は共通定期運賃との併算額とする。

（共通全線定期運賃、共通定期運賃及び共通定期運賃（夢洲版）に加算する料金）

第62条の3 第46条第6号オ、カ 及び キに規定する料金は次のとおりとする。

（1日乗車運賃に加算する料金）

第63条の2 第46条第6号ク 及び ケに規定する料金は次のとおりとする。

（団体運賃に加算する料金）

第64条の2 第46条第6号コに規定する料金は次のとおりとする。

（乗車券の通用期間）

第70条 乗車券の通用期間は、別に定めるものを除くほか、次のとお

りとする。

(2) 定期券

エ 共通定期券 1か月、3か月又は6か月

オ 共通定期券（夢洲版） 1か月、3か月又は6か月

（定期券の無効）

第78条 定期券が次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(4) 定期券（共通定期券及び共通定期券（夢洲版）を除く。）をその記名人以外の者が使用したとき

（共通定期券の使用範囲）

第84条 第37条の規定により発売した共通定期券は、当社線（コスモスクエア・夢洲間を除く。）及びシティバスが指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）にわたり使用することができる。

2 共通定期券は、その記名人以外の者も使用することができる。

（定期券の様式）

第92条 定期券の様式は、次のとおりとする。

りとする。

(2) 定期券

エ 共通全線定期券 1か月、3か月又は6か月

オ 共通定期券 1か月、3か月又は6か月

カ 共通定期券（夢洲版） 1か月、3か月又は6か月

（定期券の無効）

第78条 定期券が次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(4) 定期券（共通全線定期券、共通定期券及び共通定期券（夢洲版）を除く。）をその記名人以外の者が使用したとき

（共通全線定期券及び共通定期券の使用範囲）

第84条 共通全線定期券及び第37条の規定により発売した共通定期券は、当社線（コスモスクエア・夢洲間を除く。）及びシティバスが指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）にわたり使用することができる。

2 共通全線定期券及び共通定期券は、その記名人以外の者も使用することができる。

（定期券の様式）

第92条 定期券の様式は、次のとおりとする。ただし、2025年1月18日以前に発行した定期券の様式には、性別の表示がある。

(3) 共通全線用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm

(3) 共通用

(4) 共通（夢洲版）用

（団体券の様式）

第94条 団体券の様式は、次のとおりとする。

(2) 団体数取券

ア 大人用

イ 小児用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



(4) 共通用

(5) 共通（夢洲版）用

（団体券の様式）

第94条 団体券の様式は、次のとおりとする。

(2) 団体数取券

ア 自動改札機用

(ア)大人用

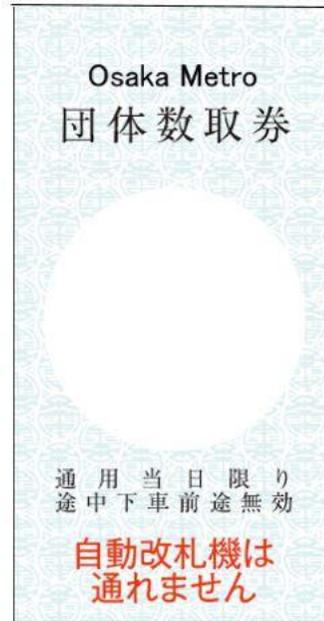
(イ)小児用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm

イ 窓口用

(ア)大人用

縦 5.75 cm 横 3.0 cm



(イ)小児用

縦 5.75 cm 横 3.0 cm



(定期券不正使用に対する増運賃の徴収)

第114条 第78条第1項の規定により定期券を無効として回収した場合は、次の区分により計算した普通運賃及び料金並びにその2倍以内の増運賃を徴収する。ただし、共通定期券及び共通定期券(夢洲版)にあつては、普通運賃及び料金並びにこれと同額以内の増運賃を徴収する。

- (1) 第78条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までの場合においては、次の区分によりその定期券を使用してその券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものと計算した普通運賃及び料金(共通定期券にあつては、1日乗車券(エンジョイエコカード)の発売額を1日の普通運賃及び料金とみなす。共通定期券(夢洲版)にあつては、1日乗車券(エンジョイエコカード)の発売額に130円を加えた額を1日の普通運賃及び料金とみなす。)

(使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し)

(定期券不正使用に対する増運賃の徴収)

第114条 第78条第1項の規定により定期券を無効として回収した場合は、次の区分により計算した普通運賃及び料金並びにその2倍以内の増運賃を徴収する。ただし、共通全線定期券、共通定期券及び共通定期券(夢洲版)にあつては、普通運賃及び料金並びにこれと同額以内の増運賃を徴収する。

- (1) 第78条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までの場合においては、次の区分によりその定期券を使用してその券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものと計算した普通運賃及び料金(共通全線定期券及び共通定期券にあつては、1日乗車券(エンジョイエコカード)の発売額を1日の普通運賃及び料金とみなす。共通定期券(夢洲版)にあつては、1日乗車券(エンジョイエコカード)の発売額に130円を加えた額を1日の普通運賃及び料金とみなす。)

(使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し)

第125条 旅客は、定期券の使用開始後7日以内にその定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）したとき、既に支払った運賃及び料金からその定期券の券面に表示された区間を1日1往復乗車したものと、普通運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。なお、共通定期券の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額、共通定期券（夢洲版）の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に130円を加えた額に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

附 則

この規則は、2025年8月1日から施行する。

第125条 旅客は、定期券の使用開始後7日以内にその定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）したとき、既に支払った運賃及び料金からその定期券の券面に表示された区間を1日1往復乗車したものと、普通運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。なお、共通全線定期券及び共通定期券の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額、共通定期券（夢洲版）の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額に130円を加えた額に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

運賃先払いカード取扱規則 新旧対照表 (案)

改定(案)	現行	備考
<p>運賃先払いカード取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第42号</p> <p>(乗車券との引換え等)</p> <p>第11条 前条の規定によるほか、カードを所持する旅客は、それが使用可能な自動券売機等で普通券及び地下バス連絡普通券(シティバス線に乘車した後、当社線に連絡して乗車する場合に限る。)と引き換えることができ、また、定期券(IC証票取扱規則第3条第10号に定めるICOCA定期券を除く。)及び旅客営業規則第17条第4号に定める1日乗車券(夢洲で精算する場合に限る。)に限り、自動精算機で精算することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、2025年8月1日から施行する。</u></p>	<p>運賃先払いカード取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第42号</p> <p>(乗車券との引換え等)</p> <p>第11条 前条の規定によるほか、カードを所持する旅客は、それが使用可能な自動券売機等で普通券若しくは連絡運輸規則第10条第1号に定める普通券と引き換え、又は自動精算機で精算することができる。ただし、カードで引き換えができる乗車券は、普通券及び地下バス連絡普通券(シティバス線に乘車した後、当社線に連絡して乗車する場合に限る。)に、また自動精算機で精算することができる乗車券は定期券に限るものとする。</p>	

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 新旧対照表（案）

改 定（案）	現 行	備考
<p>大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号</p> <p>（連絡乗車券の様式）</p> <p>第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>（2） 連絡定期券</p> <p>ア 通勤定期券</p> <p>イ 通学定期券</p> <p>備考 小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本規則は、2025年8月1日から施行する。</u></p>	<p>大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号</p> <p>（連絡乗車券の様式）</p> <p>第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>（2） 連絡定期券</p> <p>ア 通勤定期券</p> <p>イ 通学定期券</p> <p>備考 小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。</p> <p><u>2025年1月18日以前に発行した定期券の様式には、性別の表示がある。</u></p>	